

# 第33回木津川市都市計画審議会

## 【報告】

木津東地区の土地区画整理事業区域(予定)について

## 【協議】

相楽都市計画 道路の変更(原案)について

(木津東西線【木津川市決定】、奈良加茂線【京都府決定】)

令和7年1月24日

木津川市建設部都市計画課

【報告】

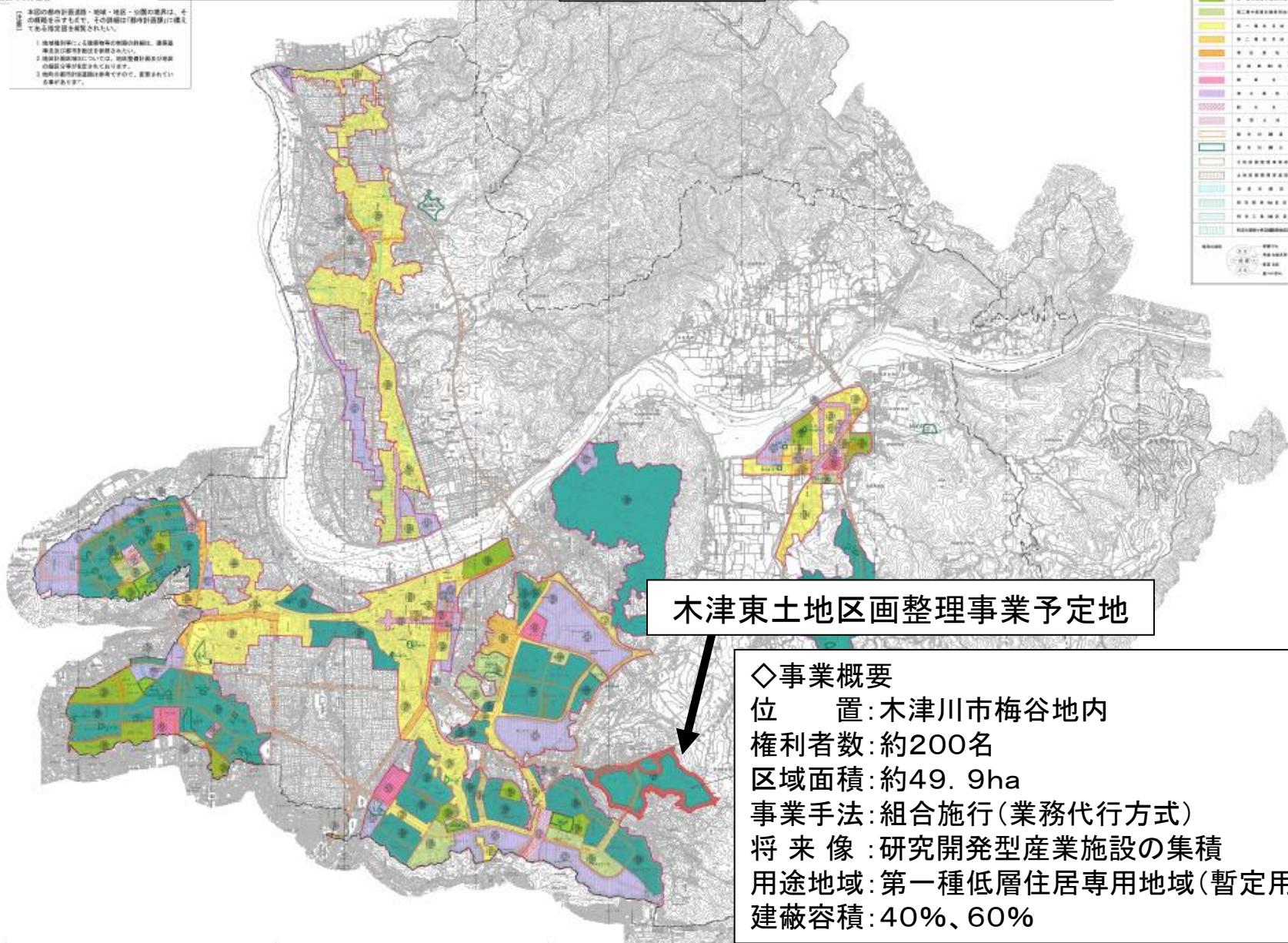
木津東地区の土地区画整理事業区域(予定)  
について

## 木津東地区画整理事業の予定区域(広域)について

本図の都府県面積・地域・地区・公園の地名は、  
の概略を示すもので、その詳細は「都府県面積」に備  
てある指定図を御覧されたい。

1. 地区計画図改訂を新設されたい。
2. 地区計画区域について、地区整備計画本部より地図の届け出等が求められております。
3. 他町市町村は道路整備着手ですのに、直面されていな事務所があります。

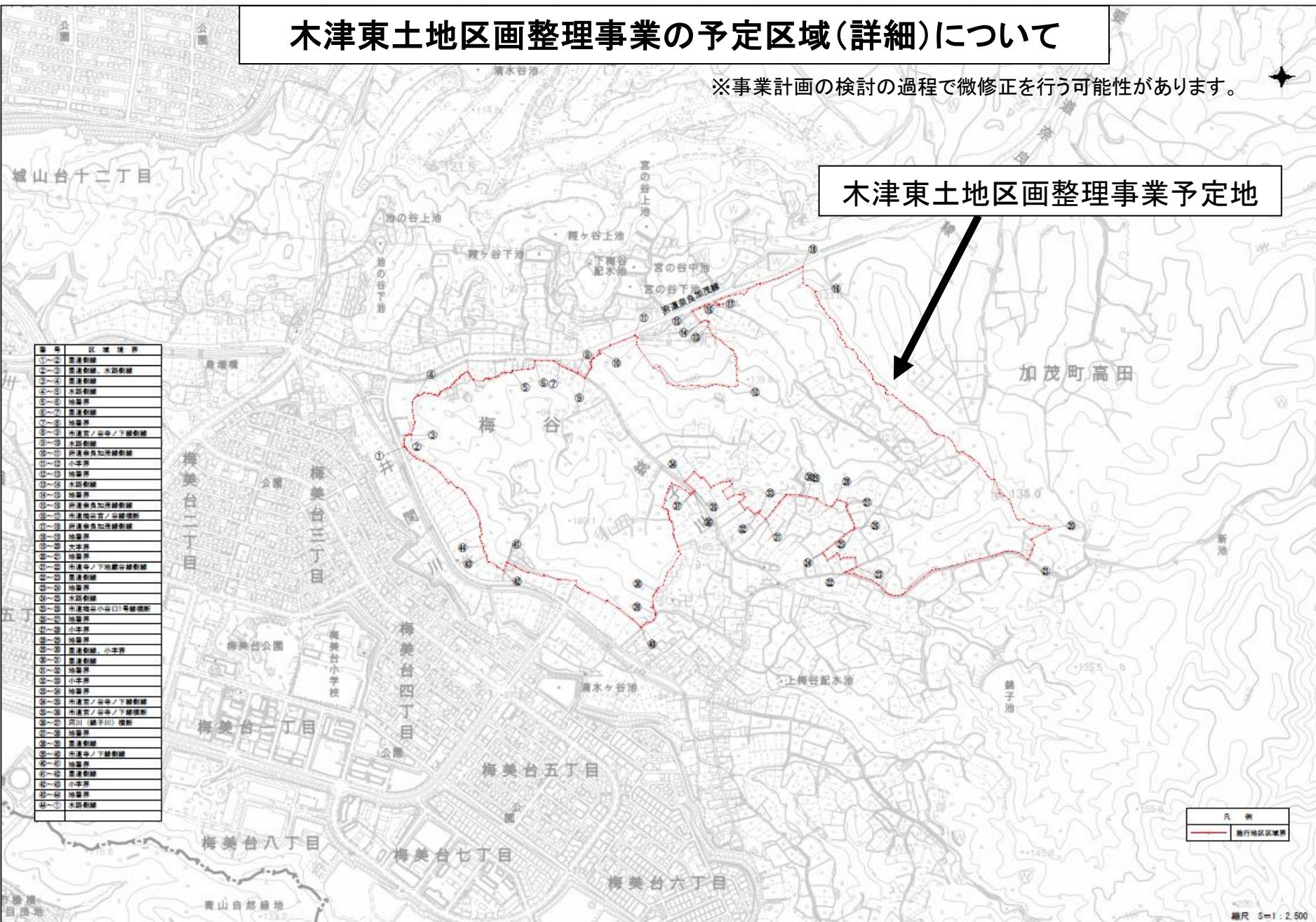
---



## 木津東土地区画整理事業の予定区域(詳細)について

※事業計画の検討の過程で微修正を行う可能性があります。

## 木津東土地区画整理事業予定地

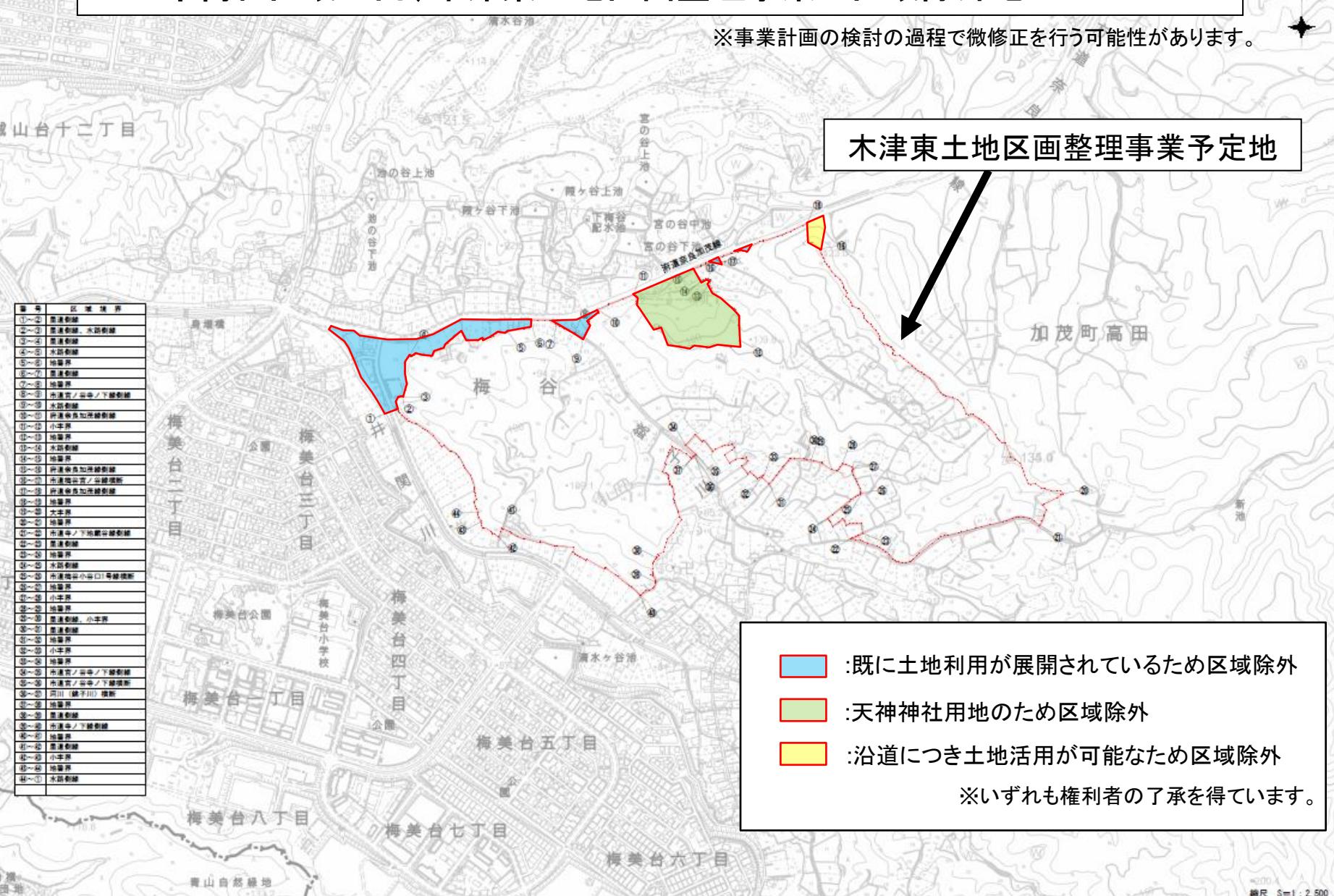


# 市街化区域の内、木津東土地区画整理事業の区域除外地について

※事業計画の検討の過程で微修正を行う可能性があります。

## 木津東土地区画整理事業予定地

番号	区域・境界
①~②	既に利用 既に利用、木路香創建
②~③	既に利用
③~④	既に利用
④~⑤	既に利用
⑤~⑥	地盤界
⑥~⑦	地盤界
⑦~⑧	既に利用
⑧~⑨	六道寺ノ谷中ノ下地盤創建
⑨~⑩	木路香創建
⑩~⑪	既に利用、加茂神社創建
⑪~⑫	既に利用、加茂神社創建
⑫~⑬	小牛界
⑬~⑭	地盤界
⑭~⑮	木路香創建
⑮~⑯	地盤界
⑯~⑰	既に利用
⑰~⑱	六道寺ノ谷中ノ下地盤創建
⑱~⑲	木路香創建
⑲~⑳	既に利用、加茂神社創建
⑳~㉑	小牛界
㉑~㉒	地盤界
㉒~㉓	木路香創建
㉓~㉔	地盤界
㉔~㉕	水路香創建
㉕~㉖	六道寺ノ谷中ノ下地盤創建
㉖~㉗	地盤界
㉗~㉘	小牛界
㉘~㉙	地盤界
㉙~㉚	既に利用、小牛界
㉚~㉛	既に利用
㉛~㉜	地盤界
㉜~㉝	小牛界
㉝~㉞	地盤界
㉞~㉟	既に利用、下地盤創建
㉟~㉟	木路香ノ谷中ノ下地盤創建
㉟~㉟	河川（綾子川）横断
㉟~㉟	地盤界
㉟~㉟	既に利用
㉟~㉟	六道寺ノ谷中ノ下地盤創建
㉟~㉟	地盤界
㉟~㉟	既に利用
㉟~㉟	小牛界
㉟~㉟	地盤界
㉟~㉟	既に利用
㉟~㉟	六道寺ノ谷中ノ下地盤創建
㉟~㉟	地盤界
㉟~㉟	既に利用
㉟~㉟	小牛界
㉟~㉟	地盤界
㉟~㉟	既に利用



## 【協議】

相楽都市計画 道路の変更(原案)について  
(木津東西線【木津川市決定】、奈良加茂線【京都府決定】)

木津川市都

## 変更予定の路線

令和元年5月現在

本図の都市計画道路・地域・地区・公園の地図は、その範囲を示すもので、その範囲は「部分計画便」に掲載してある地図簿を観察されたい。

1 地域図中には土地所有者の別記入地図に、測量基準点及び測量点を示すものとし、  
2 地図の範囲内に位置する地図上に表示する地図  
の範囲を示すものとあります。  
3 他の地図や地図簿を参考までの、変更されてい  
る事があります。



3・5・37 奈良加茂線 L=1,740m

0・1・37 奈良加茂線 L=1,740m

3・4・33 木津東西線 L=1,869m

# ●都市計画道路とは

都市計画道路とは都市の将来像を実現し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市の骨格を形成する主要な都市施設として「都市計画」に定める道路であり、道路の種類に応じて府又は市が決定します。



都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために定めるもの。

## 1. 都市計画道路の機能

- ・都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- ・都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための空間機能
- ・都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

## 2. 都市計画道路の種別

種別	機能
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
幹 線 街 路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区 画 道 路	近隣住区等の宅地の利用に供するための道路
特 殊 街 路	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路

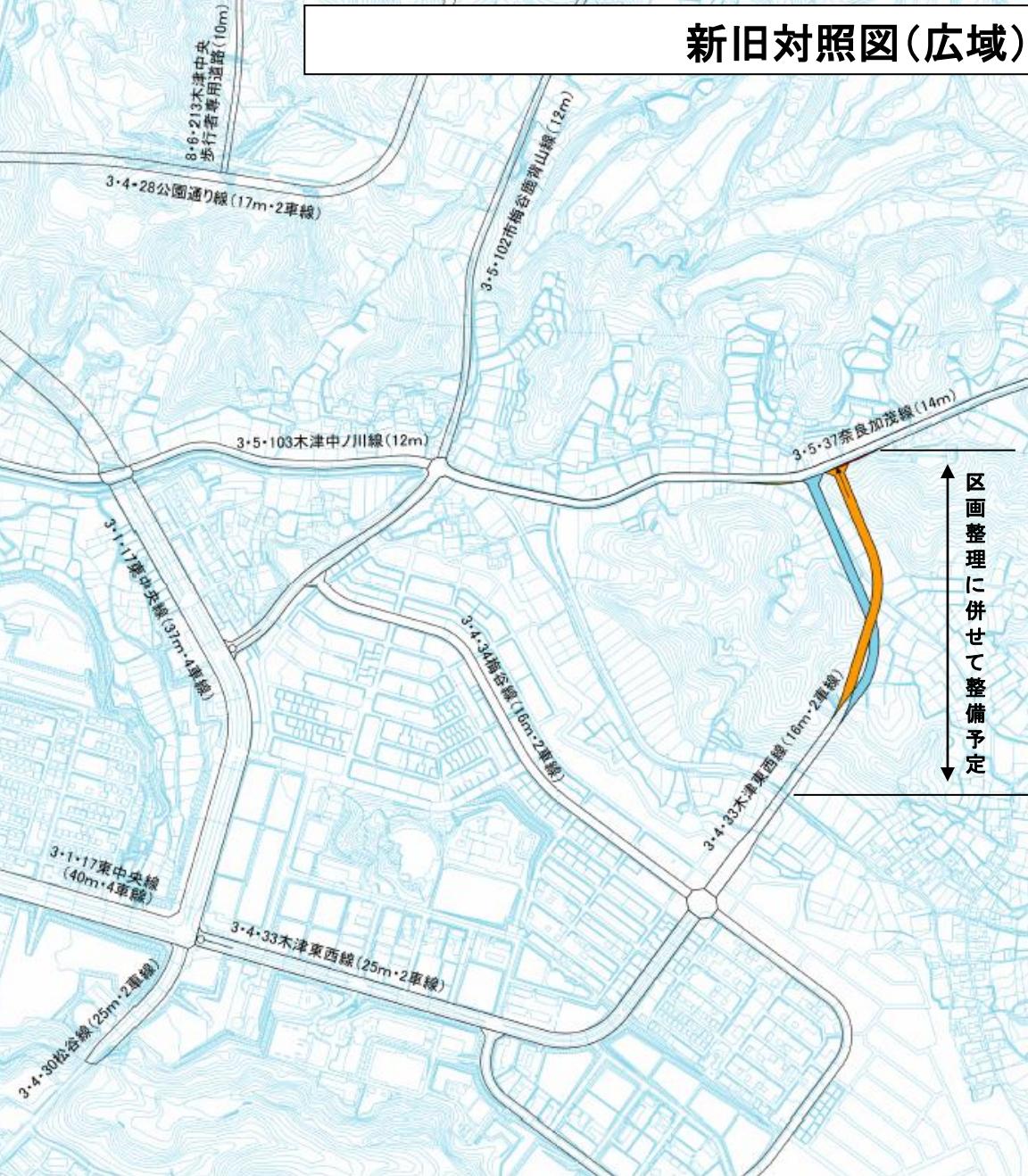
・奈良加茂線  
・木津東西線

# 新旧対照図(広域)

1:2,500

4m)

3・4・33木津東西線(16m・2車線)



○木津東西線(木津川市決定)の変更理由  
研究開発型産業施設等の立地を目指す  
木津東地区における土地区画整理事業の  
実施に当たり、都市計画道路の区域を一部  
変更するものです。

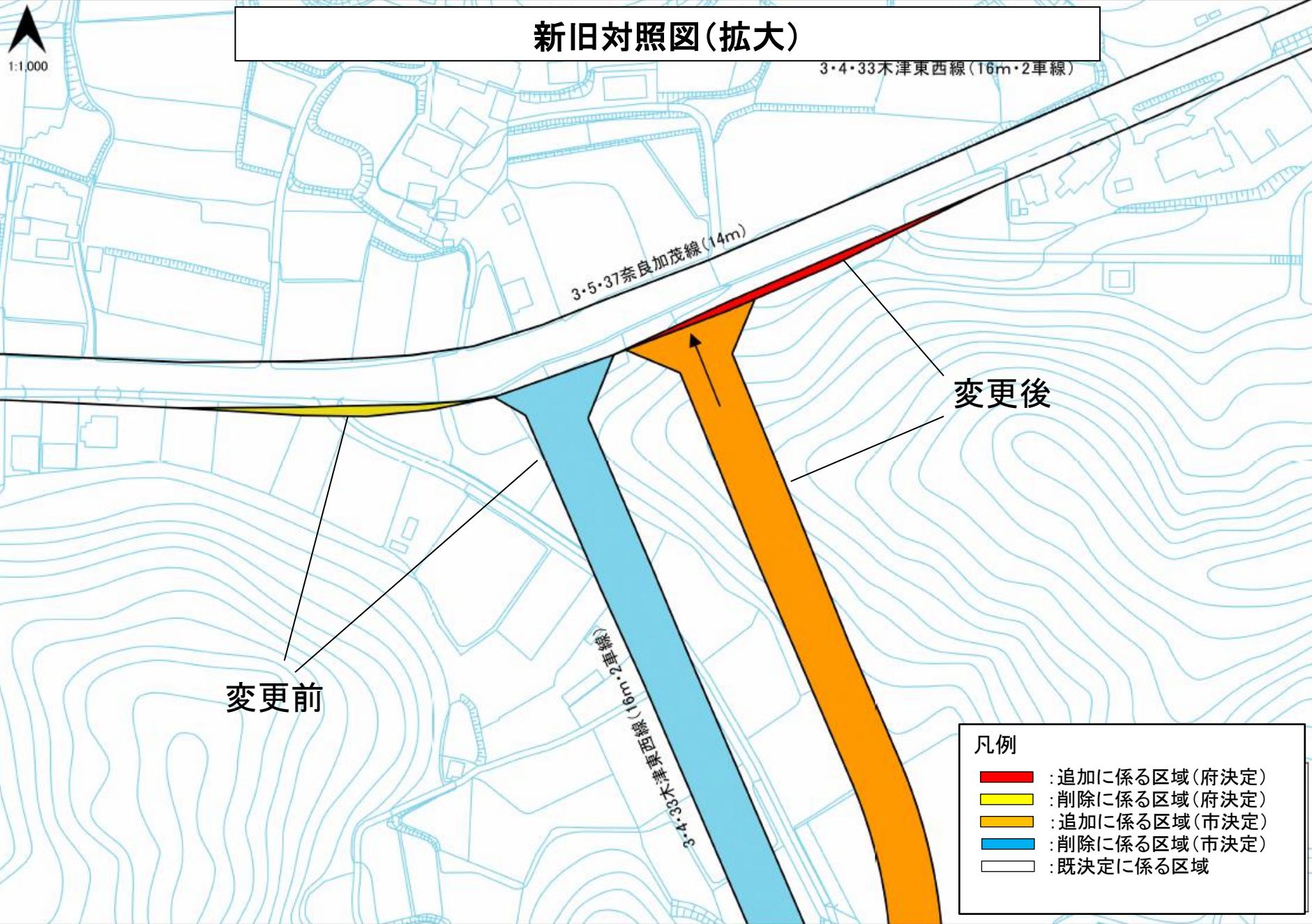
○奈良加茂線(京都府決定)の変更理由  
上記に伴い、木津東西線との接続位置が  
変わり、その交差部分において若干の変更  
が生じることから、都市計画道路の区域を  
一部変更するものです。

→両路線について、市と府で同時告示予定

## 凡例

- 追加に係る区域(府決定)
- 削除に係る区域(府決定)
- 追加に係る区域(市決定)
- 削除に係る区域(市決定)
- 既決定に係る区域

## 新旧対照図(拡大)



## 交差点詳細図(新旧対照)



1:1,000

土地区画整理事業による研究開発型産業施設の集積を見込み、交通量調査を実施の上、隅切り長、滞留長、シフト長、テーパー長を算出しています。

## 凡例

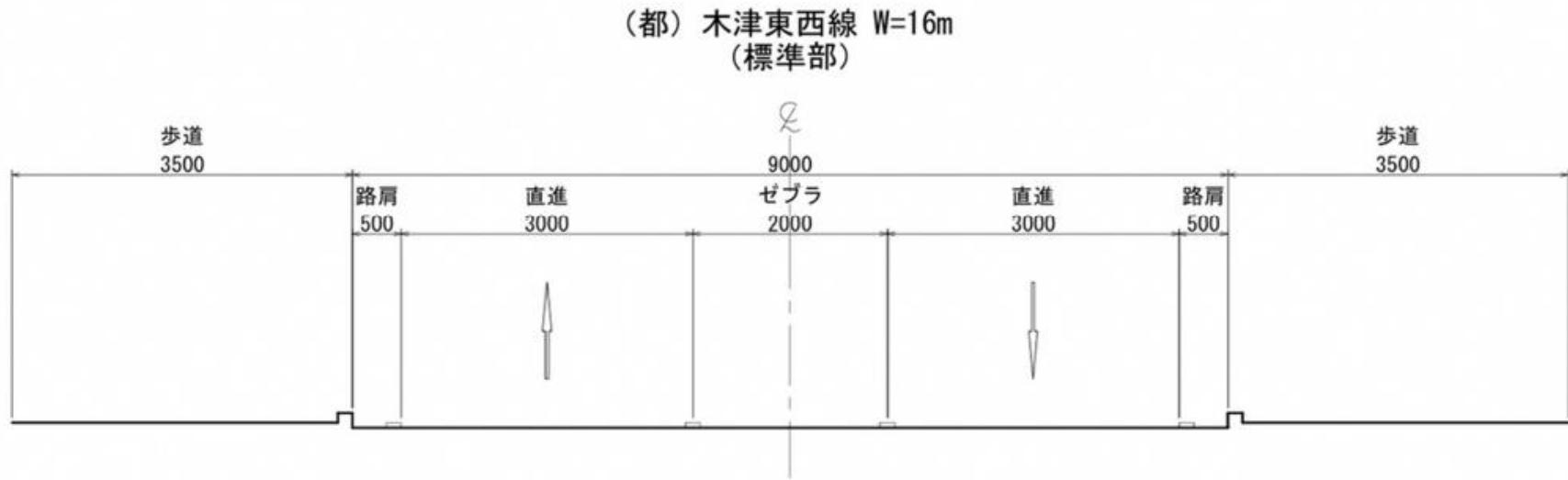
- 京都府変更後路線
- 京都府変更前路線
- 木津川市変更後路線
- 木津川市変更前路線

→ 隅切り長

→ 滞留長

→ シフト長、テーパー長

## (参考)木津東西線標準断面図



※標準断面に変更はありません。

# ●今後の都市計画変更手続き

木津川市決定

都市計画(原案)の作成



地元説明会



木津川市都市計画審議会



都市計画(案)の作成



都市計画(案)の公告・縦覧



意見書の提出

木津川市都市計画審議会



京都府知事への協議



都市計画の変更告示

京都府決定

都市計画 (案)の作成



都市計画(案)の公告・縦覧



意見書の提出

京都府都市計画審議会



都市計画の変更告示

# 木津東地区に係る今後のスケジュールイメージ(令和7年1月現在時点)



# 今後の都市計画変更のスケジュール

実施時期	内 容	備 考
12月13日～12月27日	下水道の変更(案)の公告・縦覧	縦覧者:なし 意見書提出者:なし
12月18日	説明会(参加者:2名)	・下水道の変更(案) ・木津東地区のまちづくりについて
1月17日	説明会(参加者:5名)	・道路の変更(原案)について ※木津東西線、奈良加茂線
1月24日	都市計画審議会	市役所1階住民活動スペース 午後2時～ 傍聴可能
令和7年度以降	説明会及び公告・縦覧予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の変更(案)</li> <li>・道路の変更(案)</li> <li>・用途地域の変更(案)</li> <li>・高度地区の変更(案)</li> <li>・特別用途地区の変更(案)</li> <li>・地区計画の決定(案)</li> </ul> <p>※木津東地区に 係る変更</p>
"	都市計画審議会予定	"
"	変更告示予定	"

説明終了

ありがとうございました



木津川市マスコットキャラクター いづみ姫